

農業会館と二宮地区会館の再編等の考え方

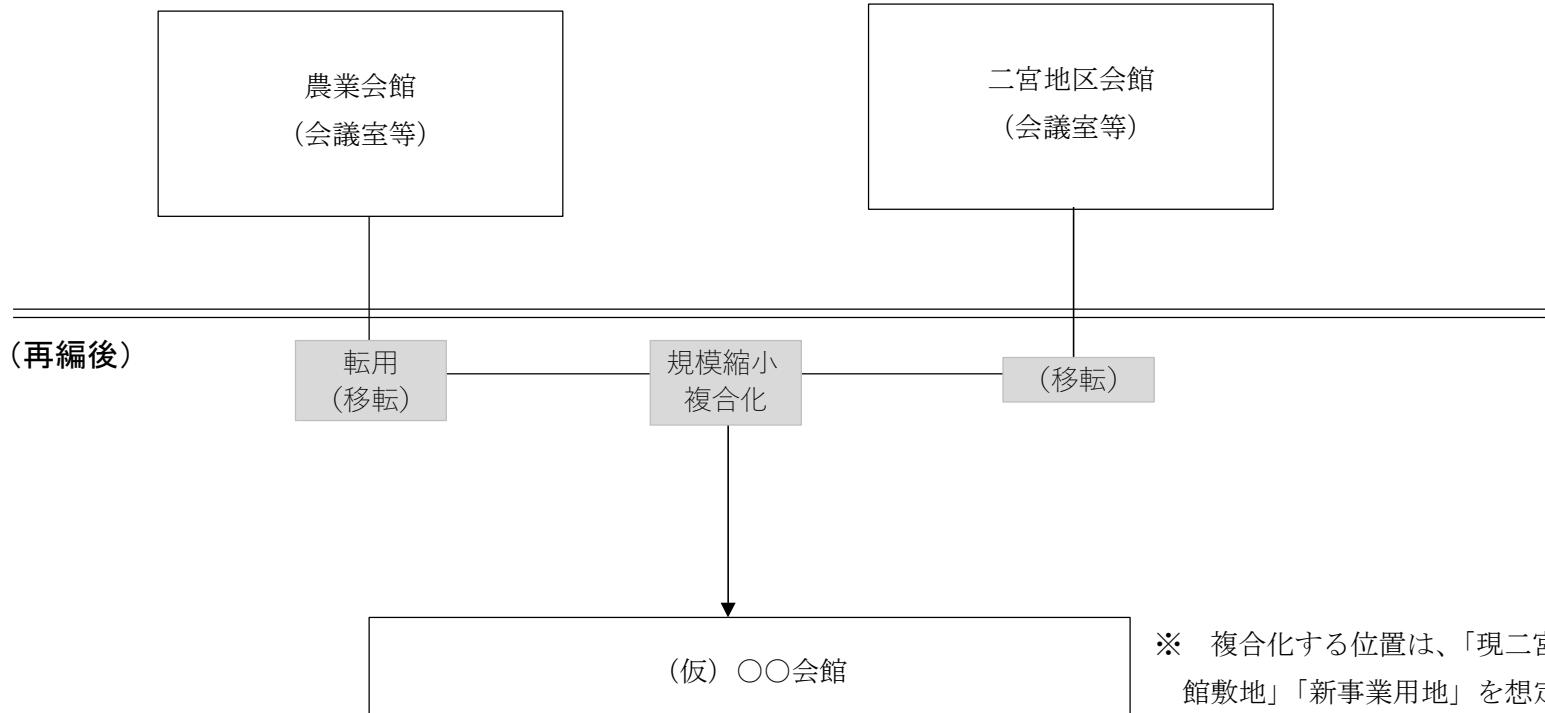
1 概要

農業会館は、利用実態に合わせて機能を転用し、二宮地区会館と農業会館を規模縮小・複合化する方針を定めます。

- ※ 複合化する位置は、「現二宮地区会館敷地」「現農業会館敷地」「新事業用地」を想定し、今後検討していきます。
- ※ 複合化する位置が「現農業会館敷地」「新事業用地」となった場合、現在の二宮地区会館の建物については別途検討します。
- ※ 複合化する位置が「現二宮地区会館敷地」「新事業用地」となった場合、現在の農業会館の建物については別途検討します。

2 再編等のイメージ

(現状)



3 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画を基に再編等の方向性の選択肢を設定し、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」「④コストの低減の度合い」「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」を評価し、採用する再編等の方向性を選定しました。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画（案）		
	選択肢 1	選択肢 2	採用した 再編等の方向性	同時に進行対応	理由など
農業会館	転用・移転・規模縮小・複合化 (利用実態に合わせて施設を転用し、移転・複合化)	転用・規模縮小 (利用実態に合わせて施設を転用し、単独で規模縮小)	転用・(移転・) 規模縮小・複合化	-	「転用・(移転・) 規模縮小・複合化」が「転用・規模縮小」と比較して、「②利便性への影響の度合い」の評価が低かったものの、「①床面積の縮減の度合い」「③機能重複の解消の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。 ※ 複合化する位置が「現二宮地区会館敷地」「新事業用地」となった場合、現在の農業会館の建物については別途検討します。
二宮地区会館	移転・規模縮小 (近隣に集約可能な施設がないため、移転して単独で規模縮小)	規模縮小 (現所在にて単独で規模縮小)	(移転・) 規模縮小・複合化	-	農業会館との複合化も視野に入れ、「(移転・) 規模縮小・複合化」(近隣の複合可能な施設に移転し、規模縮小・複合化) も選択肢として設定し、評価を行いました。 その結果、「(移転・) 規模縮小・複合化」が、他の選択肢と比較して、「②利便性への影響の度合い」の評価が「規模縮小」より低かったものの、「①床面積の縮減の度合い」「③機能重複の解消の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。 ※ 複合化する位置が「現農業会館敷地」「新事業用地」となった場合、現在の二宮地区会館の建物については別途検討します。

■再編等に関する実施計画

令和7年12月

施設棟番号	E-2	所管部署	環境農林部	農林課	農政係
施設分類	大分類 産業系施設	中分類	産業系施設	小分類	
施設名称	農業会館				
所在地	あきる野市平沢300-1、2		敷地面積(m ²)	863.87	
延床面積(m ²)	400.77	構造	RC造	建築年度 昭和55	経過年度 41

計画期間	令和8(2026)年度～令和17(2035)年度
①事業の概要	設置根拠：あきる野市農業会館の設置及び管理に関する条例 設置目的：農業経営の安定、農業生活の向上及び住民福祉の増進に寄与するため。 対象者：市民
②事業の現状	・設置目的である農業関係での使用は、秋川ファーマーズセンターで行われているため、農業会館における農業関係の利用は、現在ほとんどない。
③将来的な事業のあり方(方向性)	・市民が自由に集うことにより、交流の場やつながりの場の確保を図る。近隣にある、関連する集会施設等と連携し、一体的・連続的なサービスの提供を図る。
④事業の課題	・農業関係者の施設の利用状況が現状はほとんどなく、市民の利用も多くはない。 (公共施設の再編等を検討する必要がある。)

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	転用・移転・規模縮小・複合化／転用・規模縮小											
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成26	建替え 又は 長寿命化改修	令和22	長寿命化後の建替え	令和42	(参考)建替え時 築年数					
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般				・設置当初は農業者及び地域住民としていたが、現在は東秋留地域の市民等							
	需要傾向	利用需要低下傾向				・東秋留地域の各種団体により様々な形での利用がある。コロナ禍に伴い利用が減少し、コロナ禍後は回復しているものの、コロナ禍前の半分程度の水準である。							
	規模適正度	時間帯により余剰スペースあり											
	建物活用	多目的利用検討可能		<input type="radio"/>									
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		<input type="radio"/>									
		設置目的と異なる使用状況あり		<input type="radio"/>									
		単独機能での建物利用が望ましい		<input checked="" type="radio"/>									
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		<input checked="" type="radio"/>									
		投票所機能		<input type="radio"/>									
	避難所機能		<input type="radio"/>										
	敷地所有	市有地											
	都市計画法規制	市街化調整区域											
	利用圏域	市全域				市全域を対象としているが、実態は東秋留地区の団体等							
⑦施策との関連性	広域化可能性	検討不可											
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		<input type="radio"/>									
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		<input type="radio"/>									
		利用圏域に同種・類似施設はない		<input checked="" type="radio"/>		・現状、東秋留地域の市民等の使用に留まっている。近隣には同様の施設もあり利用率は低い。これらのことから施設の用途を変更し、広く周知し利用率を高めるか、規模の縮小・複合化等が必要である。							
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	関連施策	-											
	説明	-											
⑨計画実行のスケジュール	【方向性】 転用・（移転・）規模縮小・複合化			(同時にを行う対応)									
	【再編方針】 ・農業会館は、利用実態に合わせて機能を転用し、二宮地区会館と農業会館を規模縮小・複合化する。			【修繕・改修】 ・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。									
	想定実施年度	想定対策内容		想定実施年度	想定対策内容								
⑩計画実行に当たっての留意事項	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討		令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)								
⑪計画実行後の課題	・複合化する位置が「現二宮地区会館敷地」「新事業用地」となった場合、現在の農業会館の建物については別途検討			一									
	-			一									

■再編等に関する実施計画

令和7年12月

施設棟番号	B-1	所管部署	総務部	地域防災課	地域安全係
施設分類	大分類 市民文化系施設	中分類	集会施設	小分類 学習等供用施設	
施設名称	二宮地区会館				
所在地	あきる野市二宮1151			敷地面積(m ²)	730.04
延床面積(m ²)	531.11	構造	RC造	建築年度	昭和47 経過年度 53

計画期間	令和8(2026)年度～令和17(2035)年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>設置目的：市民生活の安定、文化の向上及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>対象者：限定しない。</p> <p>サービスの概要：趣味やサークル活動、コミュニティ活動などを行う場として、会議室等を貸し出す。</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に利用する団体が多い。また、町内会・自治会の会議、市の事業や祭礼でも利用されている。 エレベーターを設置しているため、高齢者でも2階集会室等の利用が容易である。 利用者は、管理人へ電話し仮予約後、紙の申請書において利用申請している。 令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う公共施設の利用制限のため、臨時休館または営業時間の短縮などを行った。
③将来的な事業のあり方(方向性)	<ul style="list-style-type: none"> 今後、更に高齢化が進む中で、高齢者を含めた利用者が利用しやすい環境（ハード面、ソフト面）を整備し、高齢者のコミュニティ活動や地域コミュニティ（町内会・自治会）の活動の場を確保する。 利用申請方法をデジタル化し、利用者の利便性の向上や町内会・自治会と委託契約している会館の管理業務の軽減、職員の事務処理の負担軽減を図る。 地域の町内会・自治会と連携し、地元の会館を含め施設の活用を図る。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が利用しやすい施設への改修（和室のフローリング化（机と椅子での施設利用ができる）などのバリアフリー化） 会館の管理業務の効率化（デジタル化の推進等） 施設の老朽化 借地の解消（購入又は代替地へ移転を検討する必要がある。） 車両アクセス性（入口狭小、駐車スペースの確保）

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	移転・規模縮小／規模縮小										
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成18	建替え 又は 長寿命化改修	令和14	長寿命化後の建替え	一	(参考)建替え時 築年数 60				
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般			備考	・利用者は主に市民であるが、市民以外の利用も可能						
	需要傾向	利用需要上昇傾向				・令和元年度は外壁等改修工事、令和2～4年度はコロナのために大きく減少し、コロナ禍後は増加傾向にあり、コロナ禍前の75%の水準まで戻っている。						
	規模適正度	余剰スペースあり				・利用団体がニーズに合わせて部屋を選択し活動している。使用頻度は少ないものの、全ての部屋の利用がある。						
	建物活用	多目的利用検討可能		○		・立地上、この施設に複合化・集約化することは課題がある。 ・指定緊急避難場所として登録されている。						
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		△								
		設置目的と異なる使用状況あり		×								
		単独機能での建物利用が望ましい		×								
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		○								
		投票所機能		×								
	避難所機能	○										
	敷地所有	全借地（有償）										
	都市計画法規制	市街化区域				・第一種低層住居専用地域に指定されている。						
	利用圏域	広域（複数自治体）										
⑦施策との関連性	広域化可能性	すでに広域化している				・市民以外の利用も可能としている。						
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		○		・近隣に町内会・自治会の会館があるが、二宮地区会館の集会室に相当する規模の部屋を備えた会館はない。						
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		○		・市内に、学習等併用施設及びコミュニティ会館が13施設（二宮地区会館を含む）ある。						
		利用圏域に同種・類似施設はない		×		・東部図書館（会議室のみ）、農業会館がある。						
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	関連施策	第2次総合計画第3章 第1節「地域コミュニティの活性化」⑤各種団体の支援⑥地域コミュニティ団体の支援 第2節1「防災・消防対策の推進」①防災施設・設備等の充実 地域防災計画第1編第9章第2節「避難場所及び避難所の指定・安全化」										
	説明	市民等が生涯にわたり、目標を持っていきいきと生活できるよう、地域コミュニティの活性化及び生涯学習の推進に向け、活動の場を提供する。 災害発生前後において、地域の身近な防災拠点として、指定緊急避難場所に指定されている。										
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容			(同時に進行対応)							
	令和8年度以降	・複合化する位置の検討			-							
⑩計画実行に当たっての留意事項	【方向性】 （移転）・規模縮小・複合化 【再編方針】 ・二宮地区会館と農業会館を複合化し、規模を縮小する。				【修繕・改修】 ・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。							
	想定実施年度				想定対策内容							
⑪計画実行後の課題	令和8年度以降				想定実施年度	・未定 （再編等の方向性に沿った具体的な手法による）						
	・複合化する位置は、「現二宮地区会館敷地」「農業会館敷地」「新事業用地」を想定 ・複合化する位置が「現農業会館敷地」「新事業用地」となった場合、現在の二宮地区会館の建物については別途検討				-							